



2026年4月24日

各 位

会社名 株式会社バロックジャパンリミテッド
代表者名 代表取締役社長 村井 博之
(コード番号：3548 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員 経営企画室長 関 達也
(TEL：03—5738—5775)

取締役等に対する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度導入に関するお知らせ

当社は、取締役(社外取締役を除く。)に対する株式報酬制度「株式給付信託(BBT(=Board Benefit Trust))」(以下「現行BBT制度」といいます。)を、2017年4月26日開催の第18期定時株主総会においてご承認いただいております(以下、上記株主総会における決議を「原決議」といいます。)

今般、当社は、2026年4月24日開催の取締役会において、取締役に対して新たに業績連動型譲渡制限付株式報酬制度である「株式給付信託(BBT-RS(=Board Benefit Trust-Restricted Stock))」(以下「本制度」といいます。)を導入することを決議し、本制度に関する議案(以下「本議案」といいます。)を2026年5月27日開催予定の第27期定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)に付議することとしましたので、下記のとおりお知らせします。なお、当社は、執行役員(以下、取締役と併せて「取締役等」といいます。)に対しても、本制度を適用する予定です。

記

1. 本制度導入の理由

当社は、企業価値の向上に資するインセンティブプランを検討してまいりましたところ、BBT制度と譲渡制限付株式制度のメリットを享受できる本制度を導入することにより、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識をより一層高めることが可能になると判断し、本制度を導入することを決議し、本株主総会において本議案を付議することといたしました。

2. 本制度に係る報酬等の額の具体的な内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託(以下、現行BBT制度に関して当社が設定済みの信託を「本信託」といいます。本制度導入後は、本信託を現行BBT制度及び本制度の双方のために併用するものいたします。)を通じて取得され、取締役等に対して、当社が定める役員株式給付規程(BBT-RS)に従って、当社株式が本信託を通じて給付される業績連動型株式報酬制度です。なお、取締役等が当社株式の給付を受ける時期は、原則として毎年一定の時期とします。取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社と

の間で下記 3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。また、本制度の導入に伴い、現行 BBT 制度において取締役等（一部の取締役等を除きます。）に付与済みのポイントについては、本株主総会における株主の皆様による承認決議を条件として、本制度におけるポイントに移行することとし、取締役等（一部の取締役等を除きます。）は、本株主総会終結後、当社が定める所定の時期に、移行後のポイントに基づき、当社株式の給付を受けることとします。なお、本制度に移行しないポイントについて、取締役等は、現行 BBT 制度に基づき当社株式の給付を受けます。

現行 BBT 制度及び本制度に基づき取締役等に付与されるポイント及び本信託により取得される当社株式は、現行 BBT 制度に基づく付与ポイント数及び本信託により取得される当社株式数の上限の範囲内にて付与又は取得されるものであり（下記（4）及び（5）ご参照）、かかる上限の定めを除いて、現行 BBT 制度の内容は、原決議でご承認いただいたものから変更はございません。

（2）本制度の対象者

取締役及び執行役員（なお、社外取締役及び監査役は、本制度の対象外とします。）

（3）信託金額

当社は、原決議においてご承認を得た範囲内において、現行 BBT 制度に基づき、株式給付を行うために必要となることが合理的に見込まれる数の株式を本信託が一定期間分先行して取得するために必要となる資金を拠出し、本信託を設定しております。本信託は、本株主総会で、本制度の導入をご承認いただいた後は現行 BBT 制度及び本制度に基づく信託として存続するものといたします。

本制度が終了するまでの間、当社は、原則として、対象期間（2027 年 2 月末日で終了する事業年度から 2029 年 2 月末日で終了する事業年度までの 3 事業年度以降、3 事業年度ごとの期間をいいます。以下同じです。）ごとに、本制度に基づく取締役等への給付を行うために必要な株式数を合理的に見込み、本信託が先行して取得するために必要と認める資金を、本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、すでに信託財産内に残存する当社株式（取締役等に付与された現行 BBT 制度及び本制度に基づくポイント数に相当する当社株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等は以後の対象期間における現行 BBT 制度及び本制度に基づく給付の原資に充当することとし、残存株式等を勘案した上で、追加拠出額を算出するものとします。

（4）当社株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当社株式の取得は、上記（3）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施します。

なお、現行 BBT 制度及び本制度に基づき、取締役等に付与されるポイント数の上限は、下記（5）のとおり、1 事業年度当たり 72,000 ポイント（うち当社取締役分として 31,000 ポイント）であるため、各対象期間について、現行 BBT 制度及び本制度に関して本信託が取得する当社株式数の上限は 216,000 株（うち当社取締役分として 93,000 株）となります。

本信託による当社株式の取得につき、その詳細は、適時適切に開示いたします。

(5) 取締役等に給付される当社株式の数の上限

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程（BBT-RS）に基づき役位、業績達成度等を勘案して定まる数のポイントが付与されます。現行 BBT 制度及び本制度に基づき、取締役等に付与される 1 事業年度当たりのポイント数の合計は、72,000 ポイント（うち当社取締役分として 31,000 ポイント）を上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（6）の当社株式の給付に際し、1 ポイント当たり当社普通株式 1 株に換算されます（ただし、本株主総会における株主の皆様による承認決議の後において、当社株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

なお、現行 BBT 制度及び本制度に基づき取締役等に付与される 1 事業年度当たりのポイント数の上限に相当する株式に係る議決権数 720 個の発行済株式総数に係る議決権数 361,819 個（2026 年 2 月 28 日現在）に対する割合は約 0.2%です。

下記（6）の当社株式の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、下記（6）の受益権確定時までに当該取締役等に付与されたポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

(6) 当社株式の給付

受益者要件を満たした取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（5）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当社株式について、毎年一定の時期に本信託から給付を受けます。上記（1）のとおり、現行 BBT 制度において取締役等（一部の取締役等を除きます。）に付与済みのポイントについては、本株主総会における株主の皆様による承認決議を条件として、本制度におけるポイントに移行します。現行 BBT 制度におけるポイントを有する取締役等（一部の取締役等を除きます。）は、本株主総会終結後、当社が定める所定の時期に、当該移行後のポイントに基づき、当社株式の給付を受けます。

なお、取締役等が在任中に当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で下記 3. のとおり、譲渡制限契約を締結することとします。これにより、取締役等が在任中に給付を受けた当社株式については、当該取締役等の退任までの間、譲渡等による処分が制限されることとなります。

また、ポイントの付与を受けた取締役等であっても、取締役の地位を解任された場合若しくは取締役会決議において執行役員の地位を解任された場合、在任中に一定の非違行為があったことに起因して退任した場合又は在任中に当社に損害が及ぶような不適切行為等があった場合は、給付を受ける権利を取得できないこととします。

(7) 議決権行使

本信託勘定内の当社株式に係る議決権は、信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないこととします。かかる方法によることで、本信託勘定内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しています。

(8) 配当の取扱い

本信託勘定内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残存する配当金等は、役員株式給付規程（BBT-RS）の定めに従って、その時点で在任する取締役等に対して、各々が保有するポイント数に応じて、按分して給付されることとなります。

(9) 信託終了時の取扱い

本信託は、当社株式の上場廃止、現行 BBT 制度に係る役員株式給付規程（BBT）及び役員株式給付規程（BBT-RS）の廃止等の事由が発生した場合に終了します。

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、上記（8）により取締役等に給付される金銭を除いた残額が当社に給付されます。

3. 取締役等に給付される当社株式に係る譲渡制限契約の概要

取締役等が在任中に本制度に基づき当社株式の給付を受ける場合、取締役等は、当社株式の給付に先立ち、当社との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限契約（以下「本譲渡制限契約」といいます。）を締結するものとします（取締役等は、本譲渡制限契約を締結することを条件として、当社株式の給付を受けるものとします。）。ただし、株式給付時点において取締役等が既に退任している場合等においては、本譲渡制限契約を締結せずに当社株式を給付することがあります。

① 譲渡制限の内容

取締役等は、当社株式の給付を受けた日から当社における取締役等及び従業員（以下「役職員」といいます。）の何れでもなくなる日までの間、給付を受けた当社株式の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないこと

② 当社による無償取得

一定の非違行為等があった場合や下記③の譲渡制限の解除の要件を充足しない場合には、当社が当該株式を無償で取得すること

③ 譲渡制限の解除

取締役等が、当社における役職員を正当な理由により退任若しくは退職し又は死亡により退任若しくは退職した場合、当該時点において譲渡制限を解除すること

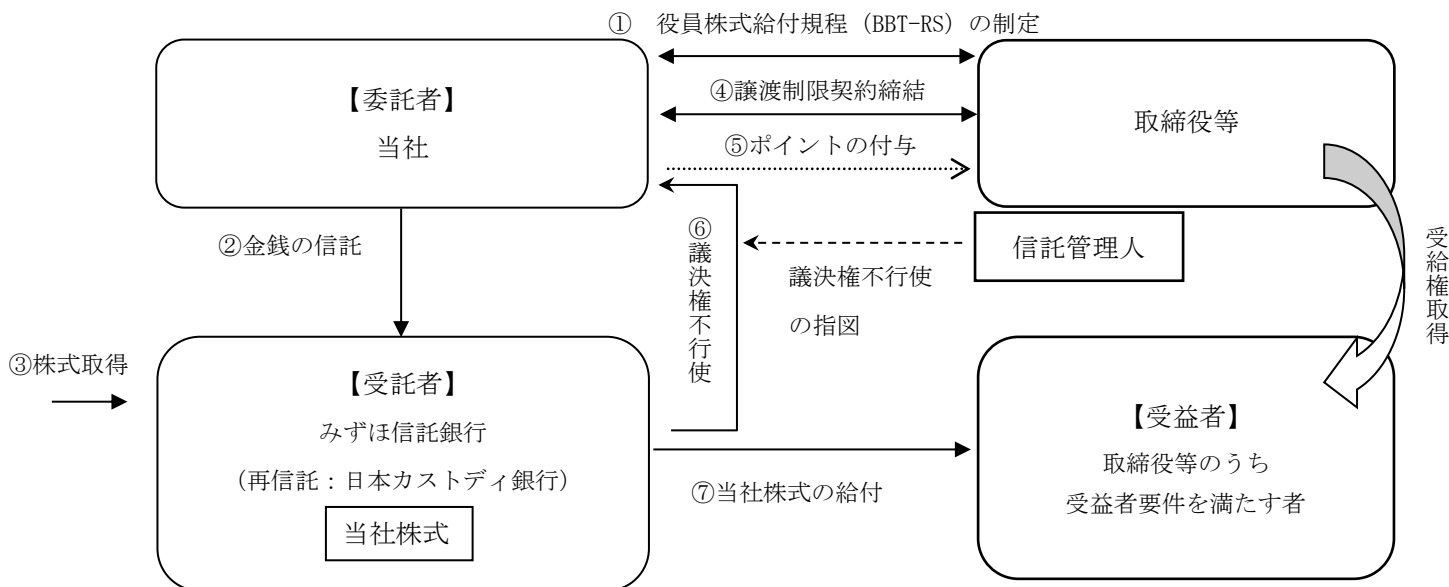
④ 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約その他組織再編等に関する事項が当社の株主総会等で承認された場合、当社の取締役会の決議により、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除すること

なお、本譲渡制限契約による譲渡制限の対象とする当社株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に対象となる取締役等が開設する専用口座で管理される予定です。

また、上記のほか、本譲渡制限契約における意思表示及び通知の方法、本譲渡制限契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を本譲渡制限契約の内容といたします。

＜ご参考：本制度の仕組み＞



- ① 当社は、本株主総会において、本制度の導入について承認決議を得て、本株主総会で承認を受けた枠組みの範囲内において、「役員株式給付規程 (BBT-RS)」を制定します。
- ② 当社は、①の本株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、取引所市場を通じて又は当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 取締役等は、当社との間で、在任中に給付を受けた当社株式について、役職員の何れでもなくなる日までの間、譲渡等による処分が制限される旨、及び一定の当社による無償取得条項等を含む譲渡制限契約を締結します。
- ⑤ 当社は、役員株式給付規程 (BBT-RS) に基づき取締役等にポイントを付与します。
- ⑥ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑦ 本信託は、毎年一定の時期に取締役等のうち役員株式給付規程 (BBT-RS) に定める受益者要件を満たした者 (以下「受益者」といいます。) に対して、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。

以上